

提出先が国保連の場合の注意事項（別紙）

■原則、電子請求受付システムによるインターネット申請をお願いします。

電子媒体、紙媒体、代理人による請求を行っている事業所についても、国保連が申請のために発行する事業所 ID、パスワードにて電子請求受付システムによるインターネット申請してください。やむを得ない理由等でインターネット申請ができない事業所は、電子媒体（CD）、紙媒体にて申請可能です。

■国保連へ登録されている口座が債権譲渡又はファクタリングなどの理由により、支給された慰労金を事業所・施設等が直接受け取れない場合は、都道府県へ直接申請してください。（様式は（2）「国保連へ介護報酬の請求を行っている法人の申請書」を使用してください。）

■電子媒体（CD）、紙媒体で提出する場合は「郵送」とし、通常の介護報酬請求には同封せず、各月 15 日以降に国保連に着くように送付してください。その際、封筒の表面に「介護サービス慰労金申請書在中」と朱書きしてください。

■電子媒体（CD）による申請の場合は、申請書データ一式のみを格納してください。また、郵送する際には、媒体表面に分かりやすく所要の事項（※）をフェルトペン等で明記してください。

※「介護サービス慰労金申請書在中」申請書、代表となる事業所番号および事業所名、申請年月日。

■申請方法に関わらず、介護報酬提出時期と重ならないように申請受付期間は毎月 15 日から月末までの間となります。

・代理請求されている場合、代理人による申請は認められておりません。

ただし、代理人が同一法人である場合は代理人（代表事業所）での申請は可能です。

■介護報酬の請求を電子媒体、紙媒体、代理人による請求を行っている事業所へ今回発行（再発行）する事業所 ID、パスワードは新型コロナウイルス感染症対策支援の申請のためのものです。介護報酬の請求はできません。

■電子請求受付システムの使用方法等については「介護電子請求ヘルプデスク」（TEL0570-059-402 令和 2 年 7 月から 8 月は平日 10：00～20：00、土日祝 10：00～17：00、令和 2 年 9 月から令和 3 年 2 月は平日（のみ）10：00～17：00）にご確認ください。